

子ども・子育て支援新制度に関する事業者説明会（第1回）

（対象：認可外保育施設）

日 時 平成26年6月26日（木）

午後6時～

場 所 本庁舎14階 14大会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）子ども・子育て支援新制度の概要について

- ・全体概要について . . . 当日配布 資料1
- ・公定価格について . . . 事前配布 資料4-2, 4-3

（2）今後の本市の取組みについて

- ・新制度への本市の対応（考え方）について . . . 当日配布 資料2
- ・各種基準条例（案）について . . . 事前配布 資料1-3
- ・意向調査について . . . 事前配布 資料1-2
- ・今後のスケジュール . . . 当日配布 資料3

（3）その他

- ・質問事項に対する回答 . . . 当日配布 資料4

（4）質疑・応答

3 閉会

子ども・子育て支援新制度に関する事業者説明会（第1回）

（対象：認可外保育施設）

日 時 平成26年6月28日（土）

午後2時～

場 所 子ども発達センター多目的室

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）子ども・子育て支援新制度の概要について

- ・全体概要について . . . 当日配布 資料1
- ・公定価格について . . . 事前配布 資料4-2, 4-3

（2）今後の本市の取組みについて

- ・新制度への本市の対応（考え方）について . . . 当日配布 資料2
- ・各種基準条例（案）について . . . 事前配布 資料1-3
- ・意向調査について . . . 事前配布 資料1-2
- ・今後のスケジュール . . . 当日配布 資料3

（3）その他

- ・質問事項に対する回答 . . . 当日配布 資料4

（4）質疑・応答

3 閉会

「子ども・子育て支援新制度」の概要について

1 子ども・子育て関連3法について

幼児期の学校教育・保育，地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため，次の3つの法律が平成24年8月に成立

(1) 子ども・子育て支援法

幼稚園と保育所で異なっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化

(2) 認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について，幼稚園部分と保育所部分で異なっている所管庁を一本化（都道府県から政令市・中核市へ）

(3) 関係法律の整備法

上記2つの法律の施行に伴い，児童福祉法などの関係法律を改正

新制度の開始時期は，消費税率の引上げ時期（平成27年10月に10パーセント）を踏まえて，平成27年4月からの本格施行が予定されている（前段として，平成26年4月から消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられた。）。

2 現行制度からの主な変更点

(1) 幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更

ア 3歳以上の全ての子どもへの学校教育と，保育の必要性がある子どもへの保育について，個人の権利として保障する観点から，給付制度を導入

イ 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に対する共通の給付制度の導入により，いずれの施設を利用した場合でも，共通の仕組みで公費の対象

ウ 保護者に対する個人給付を基礎とし，確実に教育・保育に要する費用に充てるため，法定代理受領（事業者が代理で給付を受領）の仕組みを構築

(2) 市町村が制度の実施主体

ア 「幼稚園の所管は県」，「保育所の所管は市」と分かれている制度の実施主体を，給付の仕組みを構築（給付確認）することにより，市町村に一本化

イ 市町村は，5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し，計画的に幼児期の学校教育・保育，地域子ども・子育て支援事業を提供する責務を負う。

ウ 市町村は，利用者が必要なサービスを受けられるよう，きめ細やかな利用支援を実施

(3) 子ども・子育て支援の量・質の充実

ア 消費税率引上げによる財源を活用した，子ども・子育て支援の量・質の充実

イ 量の拡充として，市町村による計画的な施設整備，小規模保育等（新たに公費対象として追加）の多様な保育の充実（事業所内保育も一定の地域枠を設けた場合は，給付の対象）

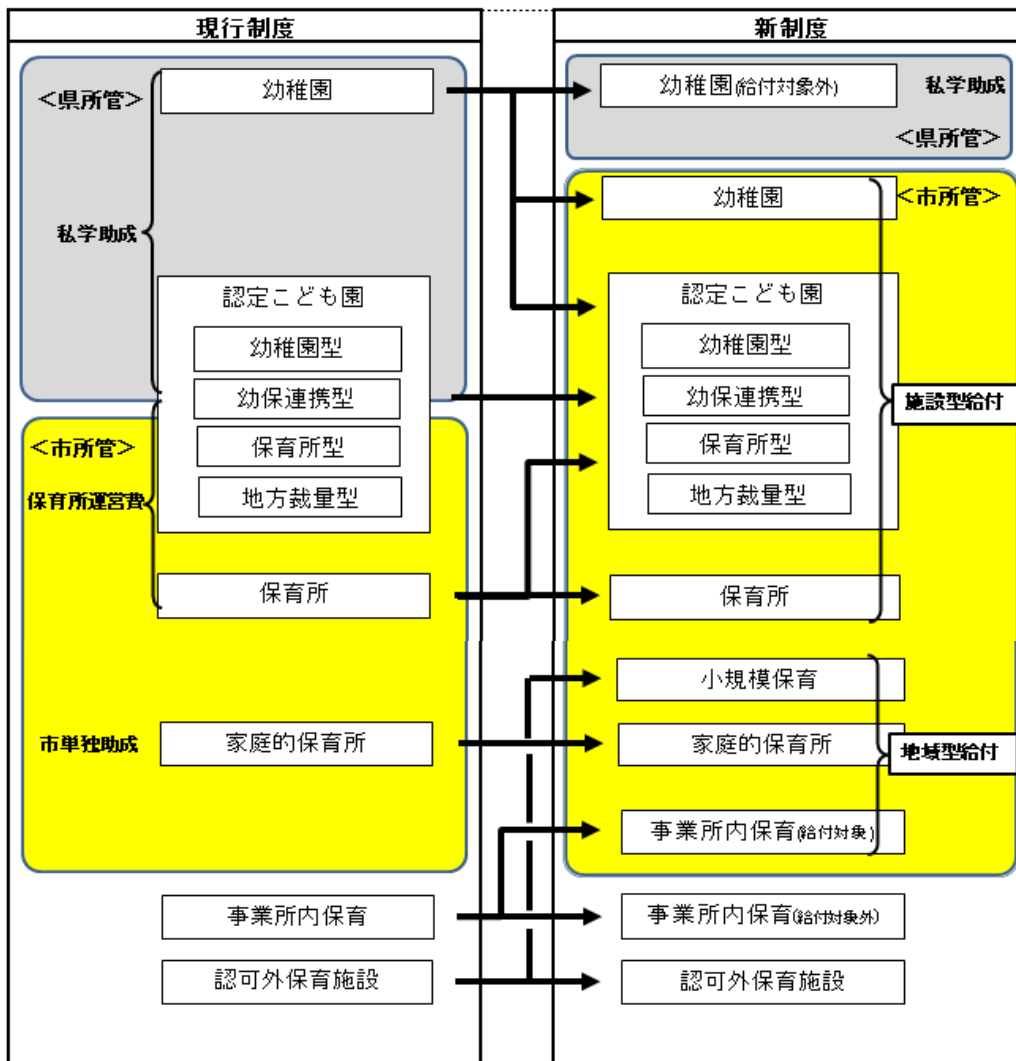
ウ 質の改善として，3歳児の配置基準（20：1⇒15：1）を実施した場合の保育士配置や子育て支援・療育支援を担う専任保育士配置に対する給付費の加算措置，職員の処遇改善など

3 給付・事業の全体像

子ども・子育て支援法により、下表のとおり規定

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設型給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園 ・ 幼稚園 ・ 保育所 ○ 地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育 (利用定員6人以上19人以下) ・ 家庭的保育(利用定員5人以下) ・ 居宅訪問型保育 ・ 事業所内保育 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者支援 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポートセンター) ・ 子育て短期支援事業 ・ 延長保育事業 ・ 病児保育事業 ・ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・ 妊婦健診 ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	現金給付	

※ 現行制度から新制度への移行の主なバリエーション… 下記 のとおり



4 給付対象としての「確認」

(1) 認可と確認

新制度における「施設型給付」又は「地域型保育給付」の支給対象となるためには、「認可」と合わせて「確認」を受けることが必要

- 「認可」の趣旨：設備及び運営に関する基準を満たしていること。欠格事由に該当しないこと。
- 「確認」の趣旨：支給対象施設・事業の類型に従い、市町村子ども・子育て支援事業計画に沿った認定区分ごとの利用定員を定めるなど給付を受けるための確認基準を満たしていること。

<施設類型ごとの「認可」と「確認」の根拠法と所管庁>

	施設・事業		認可		確認	
			根拠法	所管庁	根拠法	所管庁
教育・保育施設	認定 こども園	幼保連携型	認定こども園法(※1)	宇都宮市	子ども・子育て支援法	宇都宮市
		幼稚園型 保育所型 地方裁量型	幼稚園部分：学校教育法	栃木県		
			保育所部分：児童福祉法	宇都宮市		
	幼稚園	学校教育法	栃木県			
	保育所	児童福祉法	宇都宮市			
地域型 事業	小規模保育		児童福祉法	宇都宮市		
	家庭的保育(保育ママ)		〃	〃		
	居宅訪問型保育		〃	〃		
	事業所内保育(※2)		〃	〃		

※1 幼保連携型認定こども園は、本市が認可庁となることから、認可基準条例の制定が必要

※2 事業所内保育が地域型給付対象となるためには、当該事業所従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することが必要

(2) 確認を受けることができる主体

確認を受けることができる教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者は、法人に限る（施行前に現に認可を受けている施設は除く。）。

地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）については、法人でない場合でも対象

(3) 確認を受けるための基準

各施設・事業の認可基準を満たす（認可を受ける）とともに、国の府省令に基づき市町村が条例で定める「運営に関する基準」を満たす必要がある。

(4) 既存施設等の経過措置

新制度施行の際、現存する認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業については、「別段の申出」があった場合を除き、「確認があったものとみなす。」こととされている。

(5) 各施設・事業において設定可能な利用定員

給付対象施設・事業となるための「確認」は、「利用定員」を定めること。
 (支援法 第31条, 第43条)

市は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可定員の範囲内で「利用定員」を設定すること。(認可上の定員と一致が基本)

【設定方法】

- ・ 満1歳未満, 満1歳以上の区分ごとに設定する。

		満3歳以上		満3歳未満
		1号認定 (19条1項1号)	2号認定 (19条1項2号)	3号認定 (19条1項3号)
特定教育・保育施設（施設型給付）				
認定 こども園	幼保連携型	○（※1）	○	○（※1）
	幼稚園型	○	○	○（※1）
	保育所型	○	○	○（※1）
	地方裁量型	○	○	○（※1）
保育所		（※2）	○	○
幼稚園		○	（※2）	—
特定地域型保育事業者（地域型保育給付）				
小規模保育		（※2）	（※2）	○
家庭的保育		（※2）	（※2）	○
居宅訪問型保育		（※2）	（※2）	○
事業所内保育		（※2）	（※2）	○ (従業員枠・地域枠)

※1 定員を設定しないことも可能。 ※2 特例給付による利用形態あり。

5 利用者関係

(1) 利用者負担の基本的な考え方

- ア 利用者負担は、応能負担を基本とした共通の仕組みになり、その水準は、国が定める基準額を踏まえ、市町村が設定
- イ 国が定める基準額は、各制度（幼稚園と保育所）の現行水準を基本としながら、制度間での負担格差を踏まえ、検討
⇒ 仮基準額を国が提示（H26.5.26 第15回子ども・子育て会議（国））

(2) 教育・保育給付を受けるための認定

- ア 教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受けることが必要（表1参照）
- イ 保育を必要とする事由（2号，3号認定）は、内閣府令で定める
⇒ H26.6.9公布 「子ども・子育て支援法施行規則」
- ウ 認定区分に応じて、利用できる施設や事業が異なる（表2参照）。
- エ 2号，3号認定は、更に「保育必要量」として「保育標準時間（11時間）」と「保育短時間（8時間）」の2区分が設けられる

<表1：認定区分の種類>

	保育を必要とする子ども		保育を必要としない子ども	
3歳未満児	3号認定	保育標準時間	—	
		保育短時間		
3歳以上児 (就学前まで)	2号認定	保育標準時間	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間
		保育短時間		

<表2：認定区分による施設・事業の利用区分>

各認定区分に応じて、○印のついた施設・事業を利用することが可能となる。

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
教育・保育 施設	認定こども園	○※1	○	○※2
	幼稚園	○	※3	—
	保育所	※3	○	○
地域型 保育事業	小規模保育	※3	※3	○
	家庭的保育	※3	※3	○
	居宅訪問型保育	※3	※3	○
	事業所内保育	※3	※3	○

※1 幼保連携型は定員設定しないことも可能

※2 定員設定しないことも可能

※3 特例給付による利用も可能

(3) 利用手続等

- ア 給付制度では、利用者が施設と利用契約を行うことが基本（民間保育所の場合は、利用者と市町村の間の契約（現行の仕組みの継続））
- イ 利用者は、市町村の関与（受給資格や保育の必要性の認定，利用調整（1号認定の子どもは除く。）など）のもと、多様なニーズに合ったサービスを選択することが可能
- ウ 施設側は、「正当な理由（入園希望者が定員を上回るなど）」がある場合を除き、応諾義務を負う（1号認定の子どもについては、施設の設置者が定める選考基準（方法）に基づき選考することが基本）。

新制度への本市の対応(考え方)について

1 区域の設定と確保方策について

⇒ **別紙1参照** (教育・保育提供区域の設定及び確保方策の考え方について)
H26.6.26 第2回宇都宮市子ども・子育て会議(教育・保育部会)の会議内容の一部

2 「認可定員」と「利用定員」について

国の考え方におきましては、認可定員と利用定員は原則、同数又は認可定員の範囲内と示されております。

現時点では、認可定員は施設等の最低基準を満たす範囲におきまして、認可上の定員を設定されるものであり、児童の認定区分によらず、総数で設定するものと考えております。

また、利用定員は施設型給付を受ける上での確認をするために設定するものであり、児童の認定区分に分けて設定するものと考えております。(ただし、3号認定については、1歳未満と1歳以上に分けて利用定員を設定)

なお、利用定員につきましては、今後確認(みなし確認を含む)する中で、申請をいただくことを予定しております。

具体的な手続きや時期につきましては、今年度秋ごろを予定しております。

3 施設認可と確認の方法について

⇒ **別紙2参照** (認可・確認の手続きの流れについて)

4 在園児の保育の必要性の認定方法と時期について

⇒ 既に、認定こども園・幼稚園(新制度移行対象園)・保育所のいずれかに在園しているお子さまについては、各園の御協力をいただき必要書類を園に配付させていただき、園での取りまとめの上、市への提出をお願いしたいと思っております。なお、幼稚園(新制度移行対象園)については、新年度の新規入園決定者についても取りまとめていただき、一緒に提出をお願いいたします。

なお、認定の実施時期は10月以降を予定しております。

5 平成27年4月入所希望の申込み時期について

⇒ 保育を必要とする場合の入所申込み時期については、例年どおり、11月申込み開始を予定しております。

併せて、保育の必要性の認定申請も同時可能であることから、新規申込者の保育の必要性の認定も行っております。

6 利用者負担について

⇒ 利用者負担額（保育料）につきましては，国の基準を基に，市がその範囲内で設定することとされております。

幼稚園の利用者負担の水準は，入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均と就園奨励事業の国の補助基準を踏まえ，補助を受けた後の「実質負担額」をベースに設定しているため，基本的には現行と比べて利用者負担が増えることはないものと考えられておりますが，利用者負担額よりも現在設定している保育料が低い幼稚園に関しては，一定の経過措置が設けられる予定です。

本市におきましては，国基準が最終的に平成27年度の予算編成過程で決定された後に定めていくこととなりますが，利用者負担額よりも現在設定している保育料が低い幼稚園につきましては，市が定める利用者負担額に変更していただくか，現在の幼稚園の利用者負担額を一定期間継続する選択が必要です。仮に後述の場合，市が定める利用者負担額との差額を事業者がご負担いただくこととなります。

7 小規模保育事業及び事業所内保育事業への移行支援について

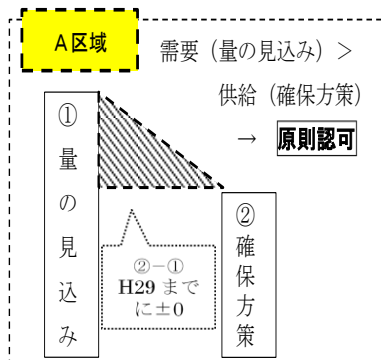
⇒ **別紙3参照**（宇都宮市民間育児施設整備費補助金について）

区域の設定

【区域の制度的位置付け（国）】

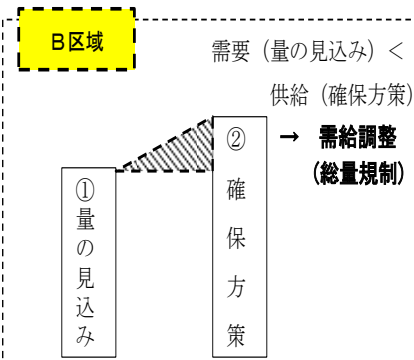
- 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）や地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等）の供給基盤整備等にあたっての単位となる。
- 認可における需給調整の判断基準となる。
- ただし、通学区区のように、区域外の施設への通園を制限するものではない。

① 量の見込み



需要（量の見込み） > 供給（確保方策）
→ 原則認可

② 確保方策



需要（量の見込み） < 供給（確保方策）
→ 需給調整（総量規制）

②-① H29 までに±0

確保方策

【国の基本方針】

- 区域ごとの毎年度の教育・保育等の「量の見込み」に対応した、提供体制の「確保の内容・実施時期（確保方策）」を定める。
- 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業（小規模保育事業等）については、平成29年度末までに待機児童解消を目指すこととしている。（「待機児童解消加速化プラン」の年次目標）
- なお、認定こども園の普及促進のため、子ども・子育て会議で議論をした上で、たとえ、供給超過の区域であっても、既存の幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行う（需給調整の特例措置）ものとされている。

＜支援事業計画：教育・保育施設、地域型保育事業＞


A区域	27年度			28年度			29年度		
	1号	2号※	3号	1号	2号※	3号	1号	2号※	3号
①量の見込み	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保方策	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	300人	170人
地域型保育事業（小規模、家庭的、事業所内保育等）	—	—	20人	—	—	30人	—	—	30人
②-①	0	0	▲100	0	0	▲20	0	0	0

※ 2号の見込みについては、「幼児教育希望」と「その他」に分けて算定

＜支援事業計画：地域子ども・子育て支援事業＞

〇〇事業	a区域	27年度	28年度	31年度
①量の見込み		200人	200人	200人
②確保方策		80人	150人	200人
②-①		▲120	▲50	0

区域設定にあたっては…



国の基本指針を踏まえ

【国の基本指針】

- ・ 地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案する。
- ・ 小学校区、中学校区、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とする。
- ・ 教育・保育施設や地域型保育事業、また、地域子ども・子育て支援事業（子育てサロン事業等）を通じて共通の区域設定をすることを基本とするが、実態に応じて「事業」ごとに設定が可能である。

区域を設定

A区域

B区域

C区域

◆ 教育・保育施設や地域型保育事業

- 基本指針に照らし、行政区の集約により区域設定を行うこととし、子どもや子育て家庭にきめ細かな教育・保育を提供するため、利用者の居宅からの移動を勘案
- 需給調整の判断基準となることから、施設利用のなされる範囲や区域内施設の利用率を十分に勘案
- 迅速かつ効率的・効果的な供給確保が可能となるよう、既存施設が一定程度配置されていることを勘案
⇒これらのバランスのとれた区域を設定（2～3行政区を集約し、7～10区域程度を想定）

◆ 地域子ども・子育て支援事業

- 主に教育・保育施設で実施される事業など ⇒ 教育・保育施設や地域型保育事業と同様の区域
- 事業の性格上、区域割りが馴染まない事業など ⇒ 全市1区域
- 特定の施設において、特定の利用者によって実施される事業など ⇒ その他の区域

◆ 教育・保育施設や地域型保育事業

区域それぞれの需給状況に対応しながら、平成29年度末までに待機児童解消を目指すこととし、

- 既存の教育・保育施設の最大限の活用
- 地域型保育事業による対応を組み合わせ、供給体制を確保
- それでもなお、供給確保量が賄えない区域については、できるだけ効率的・効果的な手法を用いながら、教育・保育施設において量的拡大などの確保方策により、効率的・効果的な確保に努める。

※ 国の基本指針に基づき、供給超過の区域について、既存の幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合、認可・確認基準を満たす限り、認可等を行うものとされる“需給調整の特例措置”により対応する。

＜供給体制確保のための支援の考え方＞

- 「待機児童解消加速化プラン」など国の支援策をより幅広く活用し、認定こども園移行のための整備のほか、保育所の増築等や小規模保育事業にかかる支援など、多様な確保方策に対応する。（具体的な募集数や補助の対象などは、これまで通り事業者公募により明らかにするものとする。）

◆ 地域子ども・子育て支援事業

それぞれの事業の特性や需給状況等を踏まえながら、支援事業計画の計画期間内（～H31）での供給確保を目指すこととし、

- 既存施設の活用や類似事業の活用
- 関係機関等への働きかけなどの確保方策により、効率的・効果的な確保に努める。

区域の設定・確保方策の考え方

認可・確認の手続きの流れについて（案）

● 「認可」と「確認」について

施設や事業者が、新制度における公費の支給対象である「特定地域型保育事業」として位置づけられるためには、児童福祉法等を根拠とする施設・事業の「認可」と「確認」を受けることが必要となります。

1 「認可」・「確認」までの流れ

公 募

本市では、「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の素案を9月頃に予定しています。その中で、保育提供区域ごとに需給と供給のバランスを考慮し、保育が必要とされる区域に限り、地域型保育事業者を公募させていただきます。また、実施時期は平成26年10月以降を予定しています。

選 考

「宇都宮市子ども・子育て会議」で意見を徴取しながら、応募された内容を基に事業者を選考していきます。

認 可

(1) 対象施設

- ・ 認可外保育施設 ⇒ 地域型保育事業
- ・ 新たに地域型保育事業を実施する施設

(2) 具体的な手続き

現時点においては、国より具体的な手続き方法が示されておりません。このため、国より手続き方法が示されれば、それに従い手続きを行います。

国より、具体的な手続き方法が示されなければ、現行制度の保育所等の認可手続き方法は参考にし、検討します。

詳細な手続き方法は、追ってお知らせいたします。

確 認

新たに地域型保育事業として認可を受けた場合、「地域型保育給付」の給付要件を確認するため、「(仮)確認申請書」が必要となります。

(1) 必要書類

以下の書類を送付させていただきます。

(仮)
確認
申請書

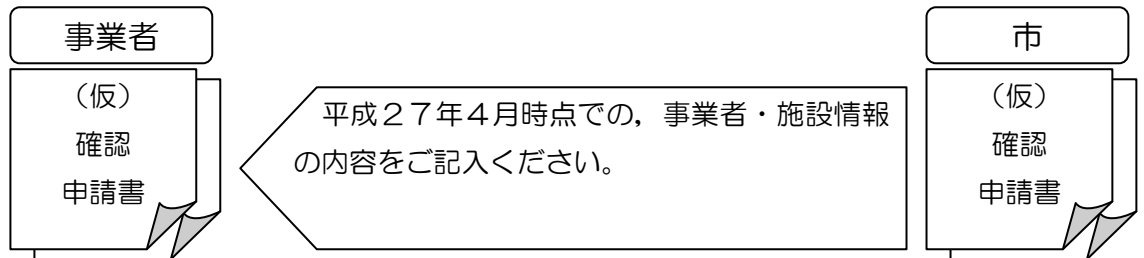
+

施設情報
記入票

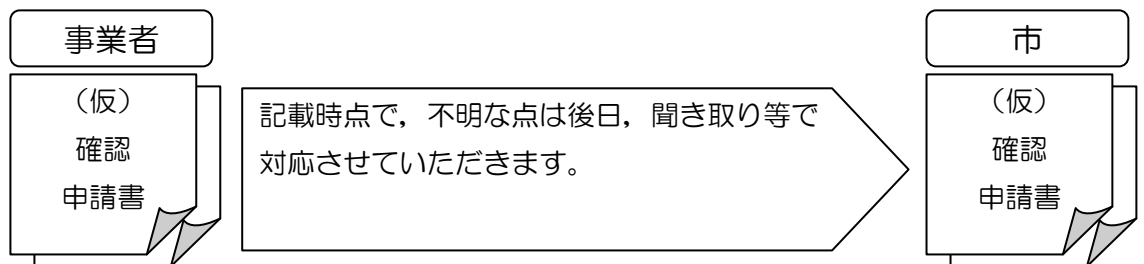
認可・確認の手続きの流れについて（案）

（2）書類のやりとり（イメージ）

- ① 市で国のシステムに事業者・施設情報を登録するため、「（仮）確認申請書」と「施設情報記入票」を市からお送りします。



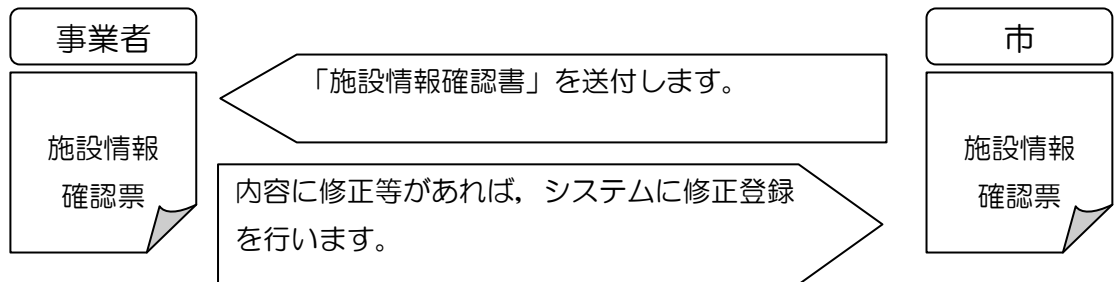
- ② ご記入いただきましたら市にご返送ください。



- ③ 市で国のシステムに事業者・施設情報を登録し、内容を確認してもらうため「施設情報確認票」を市からお送りします。

- ④ 「施設情報確認票」を市にご返送ください。

施設情報の内容を確認し、修正・追記があれば、赤字で加筆ください。



宇都宮市民間育児施設整備費補助金について

小規模保育事業の実施を目指す認可外保育施設の事業者に対し、施設設備に要する費用の一部を補助することにより、3歳未満児を中心とした保育体制整備を行うことを目的としています。

認可外保育施設

・認可を受け設置した「認可保育所」以外の子供を預かる施設

事業所内保育施設

・会社の従業員の子どもを保育する施設

事業所内保育施設以外の認可外保育施設

補助金

・給食提供のための設備設置や改修
・保育室の改修
・幼児用トイレ設置
など施設改修等

・設備の基準や面積
・耐火基準
・職員数や資格などの人員
・給食
・健康診断
・保育時間
・保育内容

など、認可基準を満たす施設

認可

地域型保育事業

地域型保育給付の対象

事業所内保育事業

・保育所型事業所内保育事業所
(定員20名以上)
・小規模型事業所内保育事業所
(定員19名以下)

※従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します

小規模保育事業

・A型(分園型 6~19人以下)
・B型(中間型 6~19人以下)
・C型(グループ型 6~10人以下)

今後のスケジュールについて

1 「地域型保育事業への移行」のスケジュール

平成26年6月20日現在

《認可外保育施設⇒地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）》

※ 下記のスケジュールは、平成27年4月までに開所が間に合う場合に限りです。

年度	月	国	市	事業者	利用者	
26	4	「基準」政省令公布 (4月30日)				
	5	「公定価格」骨格提示	給付費検討			
	6		施設移行に係る調査	移行先検討		
	7		移行調査結果集計	移行希望有り		
	8		新制度概要市民周知		検討	
	9		基準条例等9月制定			
	10		基準等の周知	認可・確認申請依頼	認可・確認申請	
	11		施設・定員情報公開	認可・確認申請	認可・確認申請	
	11		保育所申込み開始			必要性認定
	11		認定作業			申請
	12	「公定価格」提示	認定証の交付			認可
	1		3号認定者の 利用調整（1次選考）		3号認定者の内定ヒアリング	
2		1次内定通知書発送			認可	
2		支援事業計画策定				
2		3号認定者の 利用調整（2次選考）		内定者への連絡	認可	
3		2次内定通知書発送			認可	
3		保育料計算				
3		保育料決定通知発送			認可	
3		認可・確認通知書交付			認可	
27	4	新制度スタート				

既存の保育施設と地域型保育のバランスを考慮し、地域型保育が必要とされる地域を限定して募集いたします。
 確認申請後、順次、現地調査を行います。その後、認可・確認作業経て、3月頃までに通知を送付します。

※スケジュールは変更することがあります

質問事項に対する回答

当日配布資料4

No.	質問者	質問	回答
1	認定 こども園	現在、幼稚園では、新年度のクラス編製の都合上満3歳児のクラスに2歳児も在籍しているが、1号認定の2歳児への対応はどうなるのか。	幼稚園におきまして、学校教育として給付の対象とできるのは、満3歳以上の子どもに限られます。満3歳未満の受け入れにつきましては、幼稚園型の一時的預かりや地域子育て支援拠点事業などでの対応が考えられますが、各園の実情に応じて実施していただくことになります。また、新制度による支援を受けず、付随事業として任意に事業を行っていただくことも可能です。詳細につきましては、配布資料3-1(Q18)をご覧ください。
2	認定 こども園	短時間勤務設定の保護者について国の対応は1ヶ月48時間～64時間となっているが、現在の宇都宮市の保育園入所対応は週4日以上1日4時間以上となっている。その対応は是正されるのか？(幼稚園の保護者で週3日などのパートの方が多く、一日6～8時間働いている方もいるので)	【国の基本的な考え方】 短時間の下限設定にあたっては、フルタイム就労者は1週間あたりの勤務日数を5日としていることが一般的であり、かつ1日あたりの就労時間を7時間以上としている事業者が大半であることを踏まえ、この半分以上就労していることを目安に、地域ごとの就労状況が多様であり、それを踏まえた市町村ごとの運用にも幅があることから、「1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、各市町村が定める」こととする。 本市におきましては、国の検討結果や現行の入所要件、入所状況や昨年度実施しました「ニーズ調査」の結果等による就労実態を踏まえ、1か月あたり64時間とする案を本市「子ども・子育て会議」に提案し、ご意見をいただきながら検討を進めているところです。 月単位での下限設定となるため、仮に下限設定を1か月あたり64時間以上とした場合、提示していただいた、週3日、1日6～8時間の方は、認定の対象となり、1か月あたり64時間未満の方に関しては、一時的預かり事業等を利用していただくことになります。
3	認定 こども園	年少組(3歳児)の公定価格に対して現在の保育料はそれを下回り、かつ現在就園奨励費の額が低い保護者は、現在より、保育料が高くなってしまい苦情がくるのではないのか。また、認定を辞退するという可能性も多い。認定辞退者は加算の人数に入れられるのか。	国におきまして、幼稚園の利用者負担の水準は、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均と就園奨励事業の国の補助基準を踏まえ、補助を受けた後の「実質負担額」をベースに設定しているため、基本的には現行と比べて利用者負担が増えることはないものと考えられておりますが、利用者負担額よりも現在設定している保育料が低い幼稚園に関しては、一定の経過措置が設けられる予定です。 本市におきましては、国基準が最終的に平成27年度の予算編成過程で決定された後に決めていくこととなりますが、利用者負担額よりも現在設定している保育料が低い幼稚園につきましては、市が定める利用者負担額に変更していただくか、現在の幼稚園の利用者負担額を一定期間継続する選択が必要です。仮に後述の場合、市が定める利用者負担額との差額を事業者がご負担いただくことになります。 認定辞退者につきましては、新制度の支給の対象にはなりません。
4	認定 こども園	市から1号認定の「利用定員」の案が示されるようだが、いつ示されるのか。また、案が示された場合、その通りにするのか、ある程度自由に設定できるのか。	1号認定の「利用定員」につきましては、施設側が希望する「利用定員」を基本として、希望利用定員と過去の園児数との関係等を確認させていただき、調整させていただきたいと考えておりますが、現在「利用定員」の案につきましては検討中であることから、後日お示しする予定です。

No.	質問者	質問	回答
5	認定 こども園	上乗せ徴収を実施する場合、適当ではない名称を使用することや園によって名称が異なることは、保護者が混乱するため、園の名称案で出すので、市としての見解が欲しい。	現在仮単価として提示されております公定価格中の利用者負担は、月額25,700円を限度として定めることとされております。 現在の保護者負担（保育料＋入園料＋施設整備資金＋その他の納付金）が今後定める予定の利用者負担の額を上回っている場合につきましては、「上乗せ徴収」として各施設の判断で保護者から徴収することが可能となっております。 「上乗せ徴収」を行う場合には、その額や理由につきまして、保護者に事前に説明し、書面の同意を得る必要があります。 基本的には各施設の判断で行っていただくこととなりますが、何かご不安なことなどがありましたら、ご相談いただければと考えています。
6	認定 こども園	事務マニュアル等はあるのか。	入所手続き等に関する事務マニュアルにつきましては、今後検討していく予定です。
7	認定 こども園	在園児保護者と来年度新入園児の保護者にいつ頃パンフレットを配ったらいいのか。	認定こども園（1号認定）及び幼稚園につきましては、9月頃に利用者の募集・受付が行われる予定と伺っております。また、認定こども園（2・3号認定）・保育所につきましては、11月頃に募集・受付を行うことを予定しております。園で作成するパンフレットにつきましては、適切な時期に配布していただければと思います。
8	認定 こども園	入園のための募集要項作成にあたって、ガイドライン等はあるのか。	現在、国に確認中です。
9	認定 こども園	1号認定の在園の子が年度途中で2号認定希望があった場合、何日前に申請しなければならないなどの規定はあるのか。	2号認定への変更の場合、保育の必要性の認定を受け直す申請を行っていただくことになるため、保育の必要性がわかる書類等が必要になります。 現行の制度におきましては、毎月初日の状況に応じて運営費を算出していることから、変更のある場合には、事実発生後、速やかに申請をしていただいております。 新制度におきましては、法令上、何日前に申請を行わなければならないという定めはありませんが、認定の変更により算定が変わることや申請から交付まで一定の手続きが必要となりますことから、速やかに申請を行っていただきたいと考えております。詳細な手続きの流れにつきましては、現在検討中です。
10	認定 こども園	現在幼稚園と保育園の会計は別だが、今後どのようになるのか。	幼保連携型認定こども園については、認定こども園として1つの会計となります。 なお、現在使用している会計基準に基づいた会計処理となります。
11	保育所	意向調査質問票における「時間外保育事業」について、これまでの延長保育と同様の定義でいいか。	これまでと同様です。

No.	質問者	質問	回答
12	保育所	<p>認可定員と利用定員の設定はどのような意味があり、どのように設定するものなのか。</p> <p>また、認可定員、利用定員の申請については、どのような手続きが必要か。</p>	<p>国の考え方におきましては、認可定員と利用定員は原則、同数又は認可定員の範囲内と示されております。</p> <p>現時点では、認可定員は施設等の最低基準を満たす範囲におきまして、認可上の定員を設定されるものであり、児童の認定区分によらず、総数で設定するものと考えております。</p> <p>また、利用定員は施設型給付を受ける上での確認をするために設定するものであり、児童の認定区分に分けて設定するものと考えております。（ただし、3号認定については、1歳未満と1歳以上に分けて利用定員を設定）</p> <p>なお、利用定員につきましては、今後確認（みなし確認を含む）する中で、申請をいただくことを予定しており、認可定員につきましては、変更がある場合、これまでの認可と同様の手続きが必要になります。</p> <p>具体的な手続きや時期につきましては、今年度秋ごろを予定しております。</p>
13	保育所	<p>「利用定員」と「認可定員」の考え方をきちんと整理して提示してほしい。</p>	<p>上記と同様</p>
14	保育所	<p>認定こども園及び保育所への市単独補助金については、ゼロベースで考えているようだが、現在の運営費＋市単独補助の収入額より低くなることは避けてもらいたい、どのように考えているのか。</p>	<p>市単独補助事業につきましては、これまで児童の処遇向上や職員の処遇改善等を目的として実施してまいりました。</p> <p>その目的達成のための補助は新制度移行後も必要であると考えており、先般、国から公定価格が示されましたことから、その内容を分析し、新制度移行後に必要な補助事業につきまして検討してまいります。</p>
15	保育所	<p>公定価格の仕組みでは、「定員を恒常的に超過する場合」は減算するなど、今まで入所に関して協力し、職員配置などに努力してきた園に対し全く配慮が無いものだと感じている。今後、少子化が改善されるとは考えにくい中で、定員増を簡単にすることは困難である。仮に定員の120%までに入所を抑制した場合、待機児童が増加するのではないか。減算された場合は、宇都宮市より補填があるのか。</p>	<p>本市の待機児童につきましては、各保育所の弾力的な受け入れのご協力により、平成24年度から3年連続で年度当初の待機児童が解消されたところであり、新制度移行後においても各保育所のご協力は必要不可欠であると考えております。</p> <p>新制度移行後における利用定員の考え方が国から示され、原則、利用定員は認可定員と同数又は認可定員の範囲内となっておりますことから、各保育所におかれましては、認可定員及び利用定員の設定に関し、ご理解とご協力をお願い申し上げます。</p> <p>なお、本市における入所の円滑化等につきましては、見直しが必要であると考えておりますことから、今後、検討を進めてまいります。</p>

No.	質問者	質問	回答
16	保育所	今現在、待機児童解消として定員の120%超えや125%超えの園児数だが、27年度4月からは定員を超過すると減額調整になるのか、実情に合わせ、定員を増やさなければならぬのか。	上記と同様
17	保育所	公定価格の減算項目の「定員を恒常的に超過する」の定義を明確にしてもらいたい。特に「定員」と「恒常的」の定義について。	国におきましては、恒常的に「利用定員」を超過して受け入れをしている場合（連続する過去2年間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合）には「利用定員」を見直す必要があるとしており、見直しが行われない場合には、減算調整されることとされております。
18	保育所	国も含めて将来の少子化予測のデータは示されますが、新制度で具体的に子どもがどのように増えていくかのデータを見たことがない。新制度施行により子どもの人口が増加する根拠となるデータはあるのか。	大変申し訳ございませんが、ご質問の趣旨を読み解くことができませんでしたので、今回は回答を見送らせていただきます。
19	保育所	認定こども園に移行した場合、利用者負担の額や内容についての制限はあるのか。又市としてどのような方向性を考えているのか。	利用者負担額（保育料）につきましては、国の基準を基に、市がその範囲内で設定することとされております。国が示す確認基準におきましては、行事への参加費用や、日用品・文房具等について、利用者負担額とは別に実費徴収が可能となっております。

No.	質問者	質問	回答
20	保育所	子どもの認定を受ける時期、場所、方法について	在園している子どもにつきましては、各園のご協力をいただき、必要書類を園に配付させていただいた後、各園で取りまとめの上、市への提出をお願いしたいと考えております。なお、幼稚園（新制度移行対象園）につきましては、新年度の新規入園決定者につきましても取りまとめていただき、一緒に提出をお願いいたします。 なお、認定の実施時期は10月以降を予定しております。
21	保育所	産休、育休、勤務時間変更、年度更新等認定の見直しが必要か	保育の認定に係る変更等があった場合には、その都度必要な書面の提出を求めることになります。 なお、産休・育休につきましては、今後別に定めていく予定です。
22	保育所	保育士だけの職員の幼児教諭資格取得について栃木県で決まっている事があれば教えて欲しい。	県におきましては、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園へ移行予定の保育所につきまして、国の安心こども基金を受け、保育士が幼稚園教諭免許状の取得を支援するため、大学等におけるその取得に必要な科目の受講料等に係る経費を予算の範囲内で補助することとしております。 本市におきましては、補助金の見直し時期に合わせて、検討していきます。
23	保育所	保育時間の設定（とくに短時間）はどうなるのか。	新制度におきましては、保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間（11時間利用可能）」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間（8時間利用可能）」の2区分が設定されました。 事業者の皆様には、その時間区分にあわせた職員配置や保育の提供をしていただくことになります。 例えば、保育短時間認定子どもの保育時間（利用時間）につきましては、施設ごとに、例えば9時～17時までといった一律の時間帯を設定していただくことを想定しております。その時間帯以外の利用につきましては、延長保育として取り扱っていただくことになります。*配布資料3-1（Q27）参照
24	保育所	「利用定員」の変更の手続きについて明示してもらいたい。	利用定員の設定及び変更につきましては、法令により、あらかじめ本市「子ども・子育て会議」の意見を聞いた上での変更になります。 具体的な手続きの流れに関しましては、今後お示しする予定です。

No.	質問者	質問	回答
25	保育所	2号認定と3号認定それぞれの利用定員を定める意図を教えてください。	国では、設定の意図につきまして特に示されておりませんが、市としましては、施設ごとの受け入れ可能数に関する利用者への情報提供の観点から必要であるものと考えております。
26	保育所	「加算率」の算出方法は、現行の処遇改善費の加算率と同様と考えてよいか。	現行の「民間施設給与等改善費」と類似したものとお考えください。 ただし、加算することのできる施設や、加算できる年数などについての詳細につきましては、今後国から示される予定です。
27	幼稚園	幼保連携型認定こども園となった場合、園長資格についてですが、「幼稚園教諭と保育士資格」の両方の免許を有し、5年以上の教育職、児童福祉事業の経験者であることが必要（但し、これと同等の資質を有する者も認める）となっているが、同等の資質を有するとは、具体的にどのような事か。	認定こども園の園長の資格につきましては、園長資格の経過措置は予定されておらず、原則、園長は、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職、児童福祉事業等の経験があることとされております。しかし、例外として、私立（国及び地方公共団体以外の者が設置するもの）の場合は、その設置者は、運営上特に必要がある場合には原則である園長資格を有するものと同等の資格を有する者を特別に認めることができるとしてしております。（見込み） なお、この例外措置である「同等の資質」につきましては、今後国におきまして、「同等の資格」を有することを設置者が判断する際の指針となる具体的な考え方を示す予定ですが、現在調整中とのことです。
28	幼稚園	平成28年度に幼保連携型認定こども園への移行を希望している。いつくらいにこの意向を伝え、相談等をすればいいのか。 ちなみに整備した上での移行を考えている。	平成27年度以降の認定こども園移行等に向けての具体的な相談等につきましては、本市「子ども・子育て支援事業計画」素案の策定を平成26年9月頃と考えておりますことから、平成26年度後半と考えております。 公募等でお知らせすることを考えておりますが、時期につきましては準備が整い次第、改めてお知らせいたします。
29	幼稚園	幼保連携型認定こども園に移行した場合、現在在園している園児達の処遇はどうなるのか。 また、平成27年度の入園の申し込み書の書式はどのようになるのか。	基本的には、継続して預かっていただくこととなります。ただし、園児につきましては、それぞれ保育の必要性の認定を受けていただく必要があります。 幼保連携型認定こども園の2号・3号認定子どもにつきましては、11月頃から入園申し込みを開始する予定です。その入園の書式につきましては、国において案が示されておりますので、今後本市の入園申込み書を作成していきます。

No.	質問者	質問	回答
30	認可外 保育施設	小規模保育を利用できるのは、宇都宮市の児童だけか。	他の市町村の子どもも利用可能です。ただし、給付費の請求は、利用者の居住地の市町村に対して行うこととなります。なお、利用者負担額は利用者の居住地のある市町村が設定する金額となります。
31	認可外 保育施設	3歳以上児が、小規模保育を希望する場合はどうなるのか。	基本的には、小規模保育事業は0歳児～2歳児までの保育が必要とされる児童の利用となります。このため、幼稚園等終了後の預かりにつきましては、小規模保育の対象とはなりませんので、一時預かり事業を実施していただくなどの対応が必要かと思われます。この場合、公費の対象とする一時預かりではなく、自主事業として実施していただくこととなります。 また、就学児童につきましては、対象外となっております。
32	認可外 保育施設	小規模保育として認可された時、今まで実施していたサービス（幼稚園が終わってから午後8時位までの児童を預かり保育時間移行カバーするサービス）の扱いは。また、このサービスを継続できるのか。	上記と同様
33	認可外 保育施設	現在、院内保育所として0歳～小学3年生までの職員の子供が利用対象となっている。 当保育園が新制度の認定を受ける場合、「地域型保育」の「事業所内保育」に該当すると思われますが、利用対象年齢が0歳～2歳に限定されています。 事業者向けFAQのP23では、特に必要と認められた場合には3歳児以上の受け入れが可能ということですが、当保育園のこれまでの利用形態を踏襲して認定を受けることが可能か？	上記と同様

No.	質問者	質問	回答
34	認可外 保育施設	認可外施設で預かっているアフター幼稚園の児童について、小規模として認可された時、今まで実施していたサービス(幼稚園が終わってから午後8時位までのお子さん、幼稚園の預かり保育時間以降をカバーするサービス)の扱い方はどうなるのか。このサービスを継続できるのか。	上記と同様
35	認可外 保育施設	准看護師は、保育士1名として算定数にみなされるか。	現在、乳児を4人以上入所させている保育所に係る最低基準上の保育士定数につきましては、当分の間、勤務する保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができるとされておりますが、准看護師については、保育士1名として算定することはできません。 新制度における取扱いにつきましては、現在、国に確認中です。
36	認可外 保育施設	現在、通信教育で保育士免許を取得しようとしている人はどの区分になるのか。また、宇都宮市として何らかの補助はあるのか。	保育士としては数えられません。 補助につきましては、県におきまして、国の安心こども基金を受け、保育士が幼稚園教諭免許状の取得を支援するため、大学等におけるその取得に必要な科目の受講料等に係る経費を予算の範囲内で補助することとしており、本市におきましては、補助金の見直し時期に合わせて、検討していきます。

No.	質問者	質問	回答
37	認可外 保育施設	小規模保育設置促進事業 賃貸料補助 契約家賃 4100万円 改修費等補助 2200万円 は適用になるのか。	平成27年度からの開設に向けて、限られた期間での整備となることから、既存の認可外保育施設を小規模保育事業の認可基準に引き上げることが想定し、本市の実態に合わせた経費で補助上限を設定しております。

No.	質問者	質問	回答
38	認可外 保育施設	事業者向けFAQのP29・Q62の回答では、「・・・居住市町村が給付を行うこととなります。」とあるが、給付は事業者に対して行われるのか。 また、給付額の算定は事業者側で行うのか、それとも市町村側で行うのか。	保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領（施設・事業者が代理して給付を受領）する仕組みとなります。 算定は、事業者で実施する仕組みとなります。
39	認可外 保育施設	パンフレット「すくすくジャパン」内のP5～P6で、例えば「放課後児童クラブ」の認定を受ける場合には、p 3～4とは別途に申請する必要があるか。	就学児については、P5～6で紹介している「地域子ども・子育て支援事業」の内、「放課後児童クラブ」として支援することになります。 この「放課後児童クラブ」を利用する際には、就学前までの利用者を対象に年齢や保育の必要性から区分する「認定」は行わず、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に受け入れることとなります。 また、事業者が「放課後児童クラブ」を実施する際には、「施設型給付」や「地域型保育給付」を対象に設備運営基準に係る「認可」や市町村からの給付を受けるための「確認」は行わず、本市が定める条例の基準を満たす事業を行う場合には事前に「届出」を行うこととなります。

《要望》

1	保育所	認定子ども園について、1号認定、2、3号認定の子が施設内に一緒になった場合、お昼に帰る1号認定の子を2、3号認定の子はどう思うでしょうか。（逆の場合も含めて）そういった所も含めて子どもに寄り添ったより良い制度運営であってほしいと切に願います。
2	保育所	国の省令を踏まえて定めることは承知しておりますが、保育の質を確保するために、国が定める基準に上乗せを行う予定はありますか。 札幌市、仙台市、神戸市などは上乗せをすると聞いています。”子育て日本一”を目指す宇都宮ならば、保育の量も大切ですが保育の質も確保できるよう、国の基準の上乗せをして頂くことを望みます。